

Q3： 人権意識を高めるために欠かせない「直接的指導」とはどのようなものか。また、それらを人権教育年間指導計画に位置付けていく手順について教えてほしい。

A： 栃木県では、人権教育の推進に当たって「人権が尊重された雰囲気や環境に関すること」「豊かな人間性に関すること」「人権意識に関すること」の三つの内容を扱うこととしている。「人権教育推進の手引」において、人権意識を「豊かな感性を基盤に磨かれた人権感覚と人権にかかわる学習で得た知識や技能が一体化して、偏見や差別の不合理性を認識し、自分自身で対応しようとする意思のこと」と示している。

学校教育では、「直接的指導」を通して人権意識を高めていくことになる。「直接的指導」を意図的・計画的に実施するためには、人権教育年間指導計画を作成することが大切である。

以下に、「直接的指導」及び人権教育年間指導計画に位置付けていく手順等を示す。

1 「直接的指導」について

「人権一般」とは、「基本的人権について」「基本的人権を構成する様々な権利（自由権、平等権、社会権、参政権、請求権など）」「人権が獲得されるまでの歴史」「新しい人権（環境権、知る権利、プライバシー権、アクセス権など）」「個人の尊重」などを差す。

「様々な人権問題」とは、女性、子ども、高齢者、障害者、同和問題、外国人、HIV感染者・ハンセン病患者及び元患者、犯罪被害者とその家族、インターネットによる人権侵害、災害に伴う人権侵害、アイヌの人々、刑を終えて出所した人、性的指向・性同一性障害者にかかわる人権問題、ホームレス等生活困窮者にかかわる人権問題、北朝鮮当局による拉致問題等をめぐる人権問題など、15の人権問題を差す。

直接的指導とは

各教科等の授業において

- 「人権一般」や「様々な人権問題」を取り上げること。
- 「各教科等の本来の目標」を達成するとともに、「人権教育のねらい」を達成すること。

「人権教育のねらい」とは、人権教育の目的、人権教育の目標、学校教育で示す「育てたい資質・能力」を指す。

〔育てたい資質・能力〕

- 【知 性】人権の大切さや人権に関わる様々な問題を正しく認識できる知性
- 【判断力】偏見や差別の不当性を科学的に見極めるとともに、物事を公正・公平に判断できる力
- 【感受性】共に生きる喜びや、差別・不正に対する悲しみや怒りを共感的に受容したり、考えたりすることができる感受性
- 【技 能】互いの人権を尊重し合う人間関係を築くための社会的な技能
- 【実践力】人権に関わる様々な問題を主体的に解決し、人権尊重の社会を築いていこうとする実践力

※自他の人権を尊重し、人権に関わる様々な問題を解決しようとする意欲や態度は、実践力の中に含まれると考える。

実際の各教科等の授業では、単元及び本時のねらいに関連させた「育てたい資質・能力」を育成することが求められる。

2 人権教育年間指導計画への「直接的指導」の位置付けについて

「直接的指導」を計画的に行うためには、学習内容や単元の配列、実施時期、各教科等との関連を明確にし、「いつ」、「どのように」、「どんな内容を」指導していくのかを、月別や学年別の一覧表にし、明確にしていくことが大切である。

以下に、人権教育年間指導計画を作成するときの手順及び「直接的指導」の学習の洗い出しの例を示す。

【人権教育年間指導計画を作成するときの手順例】

①	重点化を図った項目（資質・能力）や人権問題などの決定 ・実践課題や児童生徒の実態を基に、重点化を図った項目（育てたい資質・能力）や人権問題などを設定する。 （例）育てたい資質・能力→【感受性】、人権問題→【同和問題】
②	直接的指導の学習の洗い出し ・「人権一般」や「様々な人権問題」に関する学習内容を含む単元等を、各教科・領域等から洗い出す。
③	間接的指導の学習などの洗い出し ・重点化を図った内容に関わる学習内容や、関連する学校行事などを洗い出す。
④	一覧表の作成 ・各教科、領域等の重点化を図りながら、教職員の研修や保護者、地域に関する内容、学校行事なども一覧表にまとめる。

【直接的指導の学習の洗い出しの例】（小学校 第6学年）

人権一般 様々な人権問題	教科等	単元・題材・題目等	資質・能力
人権一般	社会	「わたしたちのくらしと日本国憲法」（日本国憲法・基本的人権）	知性
子ども	道徳	「いじめをたち切る正義」（わたしのせいじゃない）	感受性
障害者	道徳 総合	「ほこりある生き方」（スポーツの力） 「共に生きる」	判断力 実践力
同和問題	社会	「江戸幕府と政治の安定」（人々のくらしと身分） 「町人の文化と新しい学問」（新しい学問・蘭学） 「世界に歩み出した日本」（全国水平社）	知性 知性 感受性
外国人	社会 外国語	「日本とつながりの深い国々」 「世界の国々」	知性 技能
HIV感染者・ ハンセン病患者 及び元患者	体育 学活	「感染症の予防」（エイズ） 「エイズについて考えよう」	知性 技能
災害に伴う人権 侵害	社会	「震災復興の願いを実現する政治」	感受性

重点化を図った「直接的指導」を、各教科等のどこで扱い実践するのか、また、どのように系統的な学習となるように計画するかなど、各学校において様々な工夫や検討が求められる。また、よりよい計画にするためには、PDCAサイクルを確立し、より各学校の実態に応じた使いやすいものへと改善することが望まれる。

作成した人権教育年間指導計画に基づいて「直接的指導」を確実に実施し、児童生徒の人権意識を高めてほしい。

【参考資料】

- | | |
|-----------------------------|-----------|
| ・「令和2年度 人権教育推進の手引」 | R02.4 県教委 |
| ・「人権教育指導資料 直接的指導の充実のためのQ&A」 | H31.3 県教委 |
| ・「人権教育指導資料 人権教育推進のためのQ&A」 | H29.3 県教委 |